閲覧用

令和６年 第４回
神埼市農業委員会 定例総会議事録

令 和 ６ 年 ４ 月 ５ 日

神 埼 市 農 業 委 員 会

令和６年４月 第４回 神埼市農業委員会定例総会 議事録

１　開催日時　　令和６年４月５日（金）午前９時３０分開会

２　開催場所　　神埼市役所　２階共用会議室

３　出欠者の状況

出席委員　１２名
欠席委員　　１名
傍聴人　　０名

議席番号	役職	氏名	出欠
１	会長	西村睦雄	出
２	副会長	野田　豊	出
３	委員	嘉村尚文	出
４	委員	宮地恆代	欠
５	委員	中原和之	出
６	委員	貞島清秀	出
７	委員	重松秀明	出
８	委員	野副高司	出
９	委員	樋口康明	出
１０	委員	井手元博	出
１１	委員	島崎元次	出
１２	委員	田中郁英	出
１３	副会長	吉浦文雄	出

４　議事日程

日程第１ 議事録署名委員の指名
１２番　田中郁英委員　１３番　吉浦文雄副会長

日程第２ 会議書記の指名
事務局　事務局長　山口秀利　係長　大隈裕次

日程第３　付議事件
議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請について　５件
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について　３件
議案第３号　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定に基づく神埼

市農用地利用集積計画 利用権設定関係について　３１件
議案第４号　非農地通知の発出について　１件

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知の確認について
４０件

５　説明のため出席した職員
【農業委員会事務局職員】
事務局長　　山口秀利
農政農地係　係長　大隈裕次

６　会議の概要
（開会）
事務局長
皆様、おはようございます。
本日も委員の皆様にはお忙しい中にご出席いただき、大変ありがとうございます。
本会におきましては、感染症等拡大防止に心掛け、円滑な議事の進行などご理解とご協力をお願いいたします。
それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。
令和６年 第４回神埼市農業委員会定例総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）
会　長
皆様おはようございます。
４月になり桜が満開で、どこかしこで桜が私たちの心を和ませてくれる季節です。　麦の方も穂も育って今年も豊作の年となることを願いながら、只今から令和６年 第４回 神埼市農業委員会総会を開会します。

（総会の成立）
事務局長
本日の出席委員は　１２名です。
４番　宮地委員より、欠席のご連絡を受けております。
定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

（議長登壇）
事務局長
これより議事に入りますが、神埼市農業委員会会議規則第６条の規定に

より、会長に議長をお願いいたします。　よろしくお願いいたします。

議　長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第１　議事録署名委員の指名

神埼市農業委員会 会議規則 第２１条第３項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、１２番　田中委員と１３番　吉浦副会長を指名します。　よろしくお願いします。

議　長

○日程第２　会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議　長

○日程第３　付議事件

議案は、議案第１号から第４号までの、４議案の　４０件です。

報告は、報告第１号の　４０件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

議　長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いします。

（議案第１号　申請番号１番は申請者の出席を求めず）

（議案第１号　農地法第５条関係）

議　長

議案書の１ページをお願いします。

議案第１号、農地法第５条の規定による許可申請について議題とします。

申請番号１番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第１号、申請番号１番を議案書により説明】

議案第１号､農地法第５条の規定による許可申請について説明いたします。

申請地の所在は､千代田町崎村　字○○　○○番○○の畑１筆　７３㎡及び一体利用となる宅地１筆　３８１．２７㎡の計　４５４．２７㎡であります。　転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断します。
また、転用許可基準につきましては、周辺の他の農地に立地することが困難な場合には許可し得る。に該当すると判断します。
位置図などにつきましては、４ページと５ページに添付しております。
その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。　説明は以上です。

議　長
説明が終わりました。　申請番号１番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委　員【地区担当委員の意見】
第１号議案の申請番号１番の申請は私の担当地区です。
申請内容については、事務局の説明のとおりです。
私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。
また、隣接の家主さんにもお聞きしましたが了解してありました。
みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長
これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。
（質疑・応答）
（質疑等無し）

議　長
それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
これより採決します。　議案第１号、申請番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

議　長
全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第１号　申請番号２番は申請者の出席を求めず）
（議案第１号　農地法第５条関係）

議　長

次に申請番号２番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第１号、申請番号２番を議案書により説明】

申請番号２番、申請地の所在は神埼町本告牟田　字○○　○○番○○の外２筆の畑３筆　４１８㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施工区域内の農地であることから第１種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などにつきまして６ページと７ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。　説明は以上です。

議　長

説明が終わりました。　申請番号２番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委　員【地区担当委員の意見】

第１号議案の申請番号２番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。　みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長

これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

（質疑等無し）

議　長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長

これより採決します。　議案第１号、申請番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第１号　申請番号３番は申請者の出席を求めず）

（議案第１号　農地法第５条関係）

議　長

次に、議案書の２ページをお願いします。　申請番号３番について事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第１号、申請番号３番を議案書により説明】

申請番号３番、申請地の所在は、神埼町本告牟田　字○○　○○番○○外１筆　田の２筆の　２，９８２㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、周辺の他の農地に立地することが困難な場合には許可し得る。に該当すると判断します。

位置図などにつきまして８ページと９ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。　説明は以上です。

議　長

説明が終わりました。　申請番号３番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委　員【地区担当委員の意見】

第１号議案の申請番号３番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周

囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。　みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長
　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。
（質疑・応答）
（質疑等無し）

議　長
　それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
　これより採決します。　議案第１号、申請番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

議　長
　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第１号　申請番号４番は申請者の出席を求めず）
（議案第１号　農地法第５条関係）

議　長
　次に申請番号４番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第１号、申請番号４番を議案書により説明】
　申請番号４番、申請地の所在は、千代田町嘉納　字○○　○○番○○の一部の田１筆の　２９８㎡であります。
　転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。
　権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施工区域内の農地であることから第１種農地と判断します。
　また、転用許可基準につきましては、○○で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。
　位置図などにつきまして１０ページと１１ページに添付しております。
　その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。　説明は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　申請番号４番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委　員【地区担当委員の意見】
　第１号議案の申請番号４番の申請は私の担当地区です。
　申請内容については、事務局の説明のとおりです。
　私も、地区担当の推進委員、申請者とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。
　みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

議　長
　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。
（質疑・応答）
（質疑等無し）

議　長
　それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
　これより採決します。　議案第１号、申請番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

議　長
　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第１号　申請番号５番は申請者の出席を求めず）
（議案第１号　農地法第５条関係）

議　長
　次に、議案書の３ページをお願いします。
　申請番号５番について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第１号、申請番号５番を議案書により説明】
　申請番号５番、申請地の所在は千代田町直鳥　字○○　○○番○○の一部及び○○番○○の一部の田２筆の　１，４９０㎡であります。
　転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は賃借権の設定で、農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施工区域内の農地であることから第１種農地と判断します。
また、転用許可基準につきましては、〇〇の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当すると判断します。
位置図などにつきまして１２ページと１３ページに添付しております。
その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については予算書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。　説明は以上です。

議　長
説明が終わりました。　申請番号５番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委　員【地区担当委員の意見】
第１号議案の申請番号５番の申請は私の担当地区です。
申請内容については、事務局の説明のとおりです。
私も、地区担当の推進委員、申請者とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。　みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議　長
これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。
（質疑・応答）

委　員
内容についてですが、申請は２筆で、面積もこのとおりかの確認です。

事務局
記入の仕方が分かりにくいようですが、申請地は２筆の１，４９０㎡です。　あらためてご確認をお願いします。

委　員
はい、お聞きしたので納得できました。　以上です。
（他に質疑等無し）

議　長
それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長

これより採決します。　議案第１号、申請番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第２号　農地法第３条関係）

議　長

次に、議案書の１４ページをお願いします。

議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第２号、議案書を基に説明】

議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。　今回は３件ございます。

１番については、農事組合法人の構成員である農業者が現在耕作している農地を売買で譲り受けるものであります。

位置図は　１５ページです。

２番と３番についても、農事組合法人の構成員である農業者がそれぞれ売買で農地を譲り受けるものであります。　位置図は　１６ページと１７ページです。

許可申請の要件は、農地法第３条の各号にある許可基準を満たしております。　説明は以上です。

議　長

説明が終わりました。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

（質疑等無し）

議　長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長

これより採決します。　議案第２号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり許可します。

（議案第３号　基盤強化促進法 農用地利用集積計画 利用権設定関係）
議　長
　次に、別冊の議案第３号をお願いします。
　農業経営基盤強化促進法、第１８条第１項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

（総括表の説明）
議　長
　最初に、１ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第３号、議案書の総括表を基に説明】
　議案第３号　　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画　利用権設定関係について説明いたします。
　法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。
　議案書１ページの総括表を説明いたします。
　利用権設定関係総括表
　神埼町、再設定１８件　内訳は、田５１筆の　９９，４２７㎡
　千代田町、新規６件、再設定２件の計８件　内訳は、田４０筆の　７０，１９０．７４㎡
　脊振町、新規１件、再設定４件の計５件　内訳は、田１２筆の　１７，０７３㎡と畑５筆の　５，２１６㎡　　計１７筆の　２２，２８９㎡
　神埼市の合計は３１件　内訳は、田１０３筆の　１８６，６９０．７４㎡と畑５筆の５，２１６㎡　計１０８筆の　１９１，９０６．７４㎡となっております。
　なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に規定された各要件を満たしていると考えます。
　総括表による説明は以上です

（農用地利用集積計画の審議）
議　長
　総括表の説明が終わりました。
　次に、議案書２ページからの農用地利用集積計画、神埼町再設定の申出について審議します。　事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第６号、議案書を基に説明】
　議案書２ページから１０ページの、神埼町再設定の申出について説明いたします。
　申請内容は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、１０ａあたりの賃料、設定する利用権の種類、貸付人、借受人、そして利用目的、借賃料、設定の始期、終期となっております。
　設定する内容は１０ページにございます、田５１筆の　９９，４２７㎡であります。　説明は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）
（質疑等無し）

議　長
　それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
　これより採決します。　農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり決定します。

（農用地利用集積計画の審議）

議　長
　次に、議案書１１ページからの農用地利用集積計画、千代田町新規の申出について審議します。　事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第３号、議案書を基に説明】
　議案書１１ページから１４ページの、千代田町新規の申出について説明いたします。
　設定する内容は１４ページにございます、田２７筆の　３５，９６４．７４㎡であります。　説明は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）
（質疑等無し）

議　長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長

これより採決します。　農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり決定します。

（農用地利用集積計画の審議）

議　長

次に、議案書１５ページからの農用地利用集積計画、千代田町再設定の申出について審議します。　事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第３号、議案書を基に説明】

議案書１５ページと１６ページの、千代田町再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は１６ページにございます、田１３筆の　３４，２２６㎡であります。　説明は以上です。

議　長

説明が終わりました。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）
（質疑等無し）

議　長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長

これより採決します。　農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり決定します。

（農用地利用集積計画の審議）
　次に、議案書１７ページの、農用地利用集積計画、脊振町新規の申出について審議します。　事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第３号、議案書を基に説明】
　議案書１７ページの、脊振町新規の申出について説明いたします。
　設定する内容は、田２筆の　１，３３９㎡であります。　説明は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）
（質疑等無し）

議　長
　それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
　これより採決します。　農用地利用集積計画、脊振町新規の申出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり決定します。

（農用地利用集積計画の審議）
　次に、議案書１８ページからの、農用地利用集積計画、脊振町再設定の申出について審議します。　事務局の説明を求めます。

事務局　【議案第３号、議案書を基に説明】
　議案書１８ページと１９ページの、脊振町再設定の申出について説明いたします。
　設定する内容は、１９ページにございます、田１０筆の　１５，７３４㎡と畑５筆の　５，２１６㎡、計１５筆の　２０，９５０㎡であります。
　説明は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　これより質疑に入ります。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）
（質疑等無し）

議　長
　それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議　長
　これより採決します。　農用地利用集積計画、脊振町再設定の申出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　全員賛成であります。　よって本件は、原案のとおり決定します。

（報告第１号　農地法第１８条第６項の通知関係）

議　長
　次に、別冊の報告第１号をご覧ください。
　報告第１号､農地法第１８条第６項の規定による通知の確認についての報告です。　事務局の説明を求めます。

事務局　【報告第１号、報告書を基に説明】
　報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知の確認についてご報告いたします。
　農地法第１８条第１項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第６６条により農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。
　内容は、農地中間管理事業法や農業経営基盤強化促進法による賃貸借権などの利用権設定の合意解約で､農地の売買のためや､今回は利用権設定の内容や設定期間を変更するために行われたものが多くなっております。　報告は以上です。

議　長
　説明が終わりました。　何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

委　員

ここに届出された解約と、先ほどの利用権設定の申し出があったものを比べて面積が減っているのは、あらためて設定されたのは筆数が減っているからと理解してよろしいですか。

事務局

はい、委員のおっしゃるとおりです。

（他に質疑等無し）

議　長

それでは報告第１号については以上で終わります。

議　長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和６年 第４回神埼市農業委員会総会を閉会します。

ご審議ありがとうございました。

１０時 １０分　閉　会